

白岡市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧												
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 保有個人情報 議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、白岡市情報公開条例（平成7年白岡町条例第20号）第2条第1号に規定する市政情報（以下「市政情報」という。）に記録されているものに限る。</p> <p>(5)～(9) 略</p> <p>(10) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>第12条第5項において「番号利用法」という。</u>）<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(11)～(13) 略 (利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">第12条 第1項～ 第12条 第2項第 1号</td> <td style="width: 10%;">略</td> <td style="width: 60%;">略</td> </tr> <tr> <td>第38条 第1項第</td> <td>略</td> <td>第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1</td> </tr> </table>	第12条 第1項～ 第12条 第2項第 1号	略	略	第38条 第1項第	略	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 保有個人情報 議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、白岡市情報公開条例（平成7年白岡町条例第20号。<u>以下「情報公開条例」という。</u>）第2条第1号に規定する市政情報（以下「市政情報」という。）に記録されているものに限る。</p> <p>(5)～(9) 略</p> <p>(10) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>以下「番号利用法」という。</u>）<u>第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(11)～(13) 略 (利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで<u>及び第29条</u>の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">第12条 第1項～ 第12条 第2項第 1号</td> <td style="width: 10%;">略</td> <td style="width: 60%;">略</td> </tr> <tr> <td>第38条 第1項第</td> <td>略</td> <td>第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1</td> </tr> </table>	第12条 第1項～ 第12条 第2項第 1号	略	略	第38条 第1項第	略	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1
第12条 第1項～ 第12条 第2項第 1号	略	略											
第38条 第1項第	略	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1											
第12条 第1項～ 第12条 第2項第 1号	略	略											
第38条 第1項第	略	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1											

1号		項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条 第1項第 2号	略	略

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（第3項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1)～(9) 略

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

イ～キ 略

(2)・(3) 略

3 略

（開示請求権）

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

1号		項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条 第1項第 2号	略	略

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1)～(9) 略

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

イ～キ 略

(2)・(3) 略

3 略

（開示請求権）

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

#### 第27条 略

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)・(2) 略

#### 3 略

（訂正請求権）

#### 第31条 略

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

#### 3 略

（訂正請求の手続）

#### 第32条 略

#### 2 略

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（利用停止請求権）

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報<sup>（一）</sup>が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

#### 第27条 略

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)・(2) 略

#### 3 略

（訂正請求権）

#### 第31条 略

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。

#### 3 略

（訂正請求の手続）

#### 第32条 略

#### 2 略

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（利用停止請求権）

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報<sup>（一）</sup>が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章におい

という。) に関して他の法令の規定により特別の  
手続が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) 略

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による  
利用停止の請求(以下「利用停止請求」という  
。)をすることができる。

3 略

(利用停止請求の手続)

第39条 略

2 略

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があ  
ると認めるときは、利用停止請求をした者(以  
下「利用停止請求者」という。)に対し、相当  
の期間を定めて、その補正を求めることができ  
る。

(適用除外)

第47条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録  
する市政情報に記録されているものに限る。)の  
うち、まだ分類その他の整理が行われていな  
いもので、同一の利用目的に係るものが著しく  
大量にあるためその中から特定の保有個人情  
報を検索することが著しく困難であるものは、前  
章(第4節を除く。)の規定の適用については、  
議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の  
提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用  
停止請求(以下この条において「開示請求等」  
という。)をしようとする者がそれぞれ容易か  
つ的確に開示請求等を行うことができるよう、  
保有個人情報の特定に資する情報の提供その他  
開示請求等をしようとする者の利便を考慮した  
適切な措置を講ずるものとする。

(罰則)

第52条 職員若しくは職員であった者、第9条  
第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた  
業務に従事している者若しくは従事していた者  
又は議会において個人情報、仮名加工情報若し

て「利用停止」という。) に関して他の法令の  
規定により特別の手続が定められているときは  
、この限りでない。

(1)・(2) 略

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による  
利用停止の請求(以下この章及び第48条にお  
いて「利用停止請求」という。)をすることが  
できる。

3 略

(利用停止請求の手続)

第39条 略

2 略

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があ  
ると認めるときは、利用停止請求をした者(以  
下この章において「利用停止請求者」という。  
)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求  
めることができる。

(適用除外)

第47条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録  
する市政情報に記録されているものに限る。)の  
うち、まだ分類その他の整理が行われていな  
いもので、同一の利用目的に係るものが著しく  
大量にあるためその中から特定の保有個人情  
報を検索することが著しく困難であるものは、第  
4章(第4節を除く。)の規定の適用については、  
議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の  
提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用  
停止請求(以下この条において「開示請求等」  
という。)をしようとする者がそれぞれ容易か  
つ的確に開示請求等を行うことができるよう、  
保有個人情報の特定その他開示請求等をしよ  
うとする者の利便を考慮した適切な措置を講ず  
るものとする。

(罰則)

第52条 職員若しくは職員であった者、第9条  
第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた  
業務に従事している者若しくは従事していた者  
又は議会において個人情報、仮名加工情報若し

くは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

くは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。